社会福祉法人サンライズ 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人サンライズ(以下「当法人」とする)の定款八条及び定款第二十一条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

- 第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
- (1) 常勤役員(社会福祉法人サンライズを主たる勤務場所とし、法人の職務に専念する者) については、職員給与を支給し、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

- 第3条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。
- (1)報酬については、別表第1に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務の為出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を支給する。

(報酬等の支給方法と形態)

- 第4条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金等を控除して支給する。
- 3 報酬等は、現金で支給する。

(端数の処理)

- 第5条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理 を行う。
- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬 等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長か理事会の決議を経て別に定めることとする。

附則 この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表1 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

(2) 理事

	日額
理事会、評議員会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円

(3) 監事

	日額
監事監査、評議員会、理事会等会議への出席	10,000円
上記の他、法人及び施設業務の為の出勤	10,000円